



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	明治初年の樺太：日露雑居をめぐる諸問題
Author(s)	秋月, 俊幸; Akizuki, Toshiyuki
Citation	スラヴ研究, 40, 1-21
Issue Date	1993
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/5210
Type	departmental bulletin paper
File Information	KJ00000113353.pdf



明治初年の樺太

—— 日露雑居をめぐる諸問題 ——

秋 月 俊 幸

緒 言

明治新政府が旧幕府から引継いだ外交諸懸案のうち、その解決がもっとも急を要し、また危機をはらんでいたのは樺太問題であった。それは対応を誤れば単に樺太の喪失ばかりか、北海道にも重大な影響を及ぼしかねない問題であった。新政府が樺太の維持に努めつつも北海道の開拓を急いだのは、この島の樺太化を恐れたためである。樺太問題の記憶はその解決後も北海道に対する施策の中に長く余韻として残った。

安政元年12月(1855年2月)の「日露通好条約」で国境未定の地と規定された樺太において、日露両国人の部分的な雑居の状況が生じたのは、クリミア戦争後の安政4年(1857)以来のことであった⁽¹⁾。北緯48度の地峡の両端にあたるクシュンナイとマーヌイに少数のロシア兵が定住したのである。その後、安政6年(1859)のムラヴィヨフの江戸交渉、文久2年(1862)竹内使節団のペテルブルク交渉を経て、慶応3年(1867)には箱館奉行小出大和守がペテルブルクで締結した「カラフト島仮規則」によって、樺太全島が日露両属の地であることが確認された。ロシアはこれを契機としてその後軍隊を増派し、樺太南端までの軍事的制圧に着手した。即ち「いまだ建物並庭園なき所歟、全て産業のために用ひざる場所へは移住建物等勝手たるべし」という「仮規則」第2項の規定を最大限に利用して、ロシアはまもなくアニワ湾沿岸の日本漁場チベシャニ(小実)にほど近いトーフツ(遠淵)に兵営を設け、ついには日本の本拠地クシュンコタン(楠溪)に隣接する漁場ハッコトマリ(函泊)に割り込んで、ここに東シベリア第4正規大隊の本営を移したのである。それとともに多数の流刑囚をこの地に送り、樺太をロシアの監獄島とする既定方針の実行にふみきっている。

以上のようにロシア人の樺太進出がもつばら軍隊によって行なわれたのに対して、この地の日本人の多くは幕末期には幕吏のほかは出稼ぎ漁民であり、明治初年になると箱館府、次いで開拓使が衣食を保証して召募した貧しい農工民がこれに加わった。旧幕時代には、この島にも少数の東北諸藩の警備兵たちが夏季のみ交代で派遣されていたが、維新政府は武力衝突を恐れて軍隊を送ることを差し控えたので、明治初年の樺太南部における日露雑居は、実際には日本の官吏および一般人とロシアの軍隊による雑居であった。さらに人口的にはもっとも多数を占める原住民のアイヌ民族も、必然的に日露雑居の渦中にまきこまれた⁽²⁾。かつて旧幕時代の幕吏たちはアイヌが日本帰属の民であるとして、彼らがロシア人と交際をすることさえも禁じていたが、「カラフト島仮規則」第3項はこの島の原住民が日露両国に属しない自由の民であることを宣言した。とはいえ、アイヌの多くはなお日本の漁場での雇用によって生計を営んでいたもので、実際には日本人の影響下にあり、彼らの存在によって辛うじて日露の均衡が保たれていた⁽³⁾。

一つの領域について二つの国がその共同領有を認めあっただけでなく、実際にその地で両国人の雑居が行なわれたことは、世界史の中でも稀有の事例に属するが、両国人の構成も以上のように特殊なものであった。この時期の樺太問題に触れたわが国の文献の多くは、それが日露両国人による開拓競争であったかのような記述をしているが、それは雑居の状況についての認識不足から生じたものである。一般に、明治初年の樺太における日露両国の関係は、これまで十分に理解されているとはいえず、そのことが樺太をめぐる外交問題の研究や、さらには明治8年の「樺太千島交換条約」の評価にも影響を及ぼしている。それゆえ小稿では、両国人の雑居から生じた諸問題を概観することにより、明治新政府が樺太を放棄するに至った過程を考察したいと思う。

1 「仮規則」承認の問題

慶応4年(1868)3月9日、明治天皇は幕府に代って政治の中枢となつた太政官代に赴いて、三職に対し蝦夷地開拓のことを諮問した。それは公卿の高野保建(左近衛権少将)と清水谷公考(侍従)の建議によるものであった。新政府の要路者たちは、これまで攘夷運動や尊皇討幕にあけて北地のことなど考慮する余裕もなかったが、未だ江戸開城も行なわれない時期に、かくも早く蝦夷地のことが、しかも公卿によって発議されたことは驚くべきことである。そのことについて、当時山東一郎とともに京都に北門社を作って北方の脅威に警鐘をならしていた岡本監輔が、清水谷に入れ智恵をしたことを「自伝」の中でのべている⁽⁴⁾。その結果、4月12日には蝦夷地の行政のために箱館裁判所(閏4月24日には箱館府と改称)の設置が決定され、清水谷が総裁(知事)に指名された。このとき井上石見と松浦武四郎が府判事に⁽⁵⁾、岡本監輔・掘真五郎・山東一郎らが権判事に任命されている。一行は越前敦賀から出帆して閏4月末箱館に到着し、旧幕府の箱館奉行杉浦兵庫頭から事務の引継ぎを受けて、五稜郭を役所とした。

箱館府は樺太の行政にも責任をもつことになったが、その地の管理者となったのは岡本監輔であった。彼は尊皇攘夷時代には珍しい北方問題の先駆者の一人で、文久3年(1863)すすんで樺太詰め箱館奉行支配在住となり、慶応元年(1865)には間宮林蔵によっても実現できなかった樺太北岸の周廻を計画し、足軽西村伝九郎とともにアイヌ8名の助力をえて、独木舟で北知床岬を廻り、非常な苦勞ののち樺太北端のエリザヴェータ岬(ガオト)に達し、西岸經由でクシュンナイに帰着した⁽⁶⁾。それは単なる探検ではなく、ロシアの樺太進出に悲憤慷慨して奥地経営の積極化を望んでいた岡本の憂国の念に駆られたものであった。その彼が今や一介の処士の身から権判事に抜擢され、樺太の行政官として下僚80余名と移民男女200余人を率いて、慶応4年6月末クシュンコタン(楠溪)に着任したのである。移民というのは、彼が箱館において当座の生活の援助を約束して募集した一般人で、多くは生業の目当てのない貧民の群であった⁽⁷⁾。

クシュンコタン(楠溪)に到着した岡本は、旧箱館奉行所の調役長谷川新之助から書類の引継ぎをうけると、この地に公議所(裁判所)をおき、チベシヤニ(小実)・東トンナイ(富内)・柴浜(もとシュシュウシナイ)・シララオロ(白浦)・シラヌシ(白主)・西トンナイ(真岡)・ク

シュンナイ(久春内)・ウシヨロ(鵜城)の八箇所にも官員を派遣し、王政復古を布告して出張所を設けた。当時樺太では「仮規則」にもとづいてロシア軍の南下が始まっており、すでにクシュンナイ(久春内)・マヌイ(真縫)のほか、ナイブチ(内淵)・トーフツ(遠淵)にも陣営が建てられていたが、岡本らは新政府の官吏として意気軒昂たるものであった。彼らは漁業や石炭採掘をめぐる紛争においても、従来如くこの地を日本領として対処した。そのことは岡本がかつて樺太に滞在していた時期には樺太南部は幕府の支配下にあり、ロシア兵の南下が阻止されていたことを考えると理解できないことではない。さらに岡本はもともと幕府が結んだ「カラフト島仮規則」など認めていなかったのである。慶応2年彼は箱館奉行小出秀実が露都での交渉について幕閣の許可を得るため出府するに当り、その不可なることを諫言し、ついには江戸から京都まで後を追ってその反対運動をした程であったから、「仮規則」による雑居の承認は小出の恣意によるものとしてこれを否定していたのである。

かくて明治2年3月、トーフツの大隊長代理デ・プレラドヴィチ陸軍少佐(F. De-Preradovich)が、すでに権利を宣言していたオチョボカ石炭山について、日本側がその標識を抜き去り石炭を掘ったことに抗議したとき、交渉に赴いた箱館府従事東善八郎(小実詰)は、「雑居条約」は小出大和守が自分一存で決めたものであるから反故同様であると主張した。さらに彼は、わが国の政体が変革された今では、ロシア人はこれまでのように家作、伐木および漁業も勝手にやってはならず、日本役人の許可を必要とすると公言している。さらにデ・プレラドヴィチが日本の漁場におけるアイヌの「無理非道の召使方」を批判したとき、東はアイヌがもともとわが国民であり、相応の撫育を受けているとして、仮規則に定められたアイヌの自立も否定した⁽⁸⁾。翌4月には久春内詰の従事千葉八郎が、同地のロシア隊長フィルソフのオツテコロにおける家作に抗議し、「此方之土地へ一応の断も無之、石炭掘取、家作などは甚だ不都合」と詰問している⁽⁹⁾。5月26日には岡本自身が、「此島は貴国、吾国、および土人三属之地」とのべたデ・プレラドヴィチの書簡に反論して、「小出大和守輩貴国へ罷出何等之御談判致し候哉、吾朝廷において不存」といい、この島にはまだ空き地もあるがこれを開拓もしくは家作をするときは、当方の役人に届けて指図を受けるようにしてほしいとのべている⁽¹⁰⁾。それは、改めて両国の合意がえられるまではこの地が日本の所領であることを前提にしているのである。

以上のような新政府の官吏たちによるロシア人の新たな地点占拠に対する制止は、しかしながら武力をもってするロシア側にとっては負け犬の遠吠えにも似たもので、ロシアの樺太全島占領の意図は仮規則締結のときにはすでに定まっていたのであった。それゆえ明治2年6月24日には、日本の本拠地クシュンコタンの丘一つ隔てた沢にあるハツコトマリ(函泊)にデ・プレラドヴィチ中佐(この頃隊長となる)の指揮する50人ほどのロシア兵が上陸し、陣営の構築を始めた。そこは場所請負人伊達林右衛門と栖原小右衛門が共同で経営するアニワ湾の一漁場で、海岸は水産乾場として使われ、多数の鯨釜が敷設されていた。ロシア側は丘の上に兵営を建てるので漁業の邪魔にはならぬと弁解したが、そこもアイヌの墓地となっており、アイヌたちはロシア人の立入りを止めさせるよう繰返し日本の役所に訴えている⁽¹¹⁾。しかしデ・プレラドヴィチは、兵営の設置は本国からの命令によるものとして日本側の抗議を無視した。ロシア側は仮規則を盾にこの地に陣営を設けたのであるが、その意図はクシュンコタンに重圧をか

け、日本人の樺太からの退去を余儀なくする準備であった。やがてここにはトーフツから東シベリア第4正規大隊の本部が移され、多数の徒刑囚も到着して、その後の紛糾のもととなるのである。まもなくロシアの哨所はポロアントマリ、チベシャニ、マオカ、シスカ等にも設けられたが、それらはいずれもすでに日本の漁場がおかれていたところであった。日本側が仮規則を否認したとすれば、ロシア側はこの規則における「産業のために用ひざる場所」という文言を極端に狭く解釈して、日本漁場の一隅に兵営を構え、仮規則を根拠にその進出を正当化したのであった。

函館駐在の英国領事ユースデン(E. Eusden)は、当時ロシア当局に雇われてニコラエフスクからブッセ湾(トーフツ)のロシア陣営に食料を輸送していた英国商船ジョリー号の船長ウィルソン(Y. K. Wilson)から、ロシア軍の函泊進出についての情報を入手すると、そのことを直ちに東京のパークス公使(Harry Parkes)に報告した。それによればトーフツ滞在のあるロシア士官は、「日本はサハリン島に軍隊を有しないので、この地に対する日本の権利は認められない。もし日本が戦いを挑むならば、その機に乗じてエゾ(北海道)も取るだろう」といい、また別の士官は「サハリン島はクリールの数島と交換に日本から買ったが、彼らがサハリンから退去しないので、ロシアは彼らを追い出そうとしているのだ」とのべたという⁽¹²⁾。ウィルソンの情報にはいくらかの誇張があったにせよ、かなり信用のおけるもので、ロシアの鉾山技師ケッペン(A. Keppen)も『サハリン島』という本の中で、「これまでわが国は軍隊によって重要地点の占領に努めてきたが、それはこのことにより事実をもってこの島に対するわが国の領有権を日本人に認めさせるためであった」と書いている⁽¹³⁾。

ロシア兵の函泊上陸に際し、日本の現地当局は政府から「魯人雑居不苦」の沙汰は受けていないとして、ねばり強くこれに抗議したが無駄であった。それゆえ岡本監輔は、官員だけではとてもロシア側に対抗できないとして、一先ず彼自身が出京して太政官に軍隊の駐屯を訴えることとし、6月27日に出島して函館に向った。そのころの函館は、前年秋からの箱館戦争が五稜郭に立てこもる榎本武揚ら旧幕派の降伏をもって終わったばかりで、津軽に避難していた箱館府の清水谷知事一行は漸く帰函したものの全員が罷免され、太政官では新たに佐賀藩主鍋島直正を蝦夷開拓総督に任じていた。その間に首都も東京に移され、岡本が着京したときにはすでに函館府に代って開拓使が設置されており(7月8日)、彼自身もまもなく開拓判官に任命されたのである。

岡本が上京して開拓長官鍋島直正や岩倉具視、大久保利通らの政府要人たちにロシア軍の函泊上陸を報告し、日本の出兵を訴えて間もない8月1日、英国公使パークスは外務省を訪れ外務大輔寺島宗則と会談した。これは先にのべたユースデンの報告に関連して、日本側の樺太に対する意向を質すためであったと思われる。このとき寺島もロシア側と交渉のため樺太に外務省の官吏たちを派遣する予定であったので、パークスにロシア側が主張する仮規則の効力について尋ねている。新政府では、旧幕府が締結したこの協定を認めるべきかどうかについてまだ合意ができていなかったのである。これに対してパークスは条約は政権が変わっても動かすべからざるものであるとのべ、このままでは樺太全島が失われるので、日本側もクシユンコタン近辺に要害の地を占めることを要望した⁽¹⁴⁾。

パークスとの会談の結果は直ちにあらわれ、8月8日に外務卿沢宣嘉が岡本の帰任に同行して派遣することにした外務大丞丸山作樂、権大丞谷元道之らに対する交渉委任状の中にはつぎのように指示されている。「樺太出張の上魯人と応接之儀は、本条約（日露通好条約）並小出大和雜居之約束を遵奉して談判可致」。即ちここではすでに仮規則が承認されたほか、「和戦之決は独断を以相定候義不相成候事」と念がおされている。翌8月9日パークスは東京運上所において、岩倉大納言・鍋島開拓長官・沢外務卿・大久保参議・寺島外務大輔・大隈大蔵大輔ら新政府の有力者たちと会見し、再び樺太問題を討議した。さきに寺島との会談で樺太への積極策を勧めたパークスは、このたびは一変して「樺太はすでに大半がロシアに属しており、今から日本が着手するのは遅すぎる」ことを力説した。すでに彼はジョリー号船長ウィルソンの詳報を検討の結果、ロシアがアニワ湾に2000人の兵力を集結して（これは過大である）、日本人の追出しを意図していることを知ったのである。彼は日本側から近く高官とともに多数の移民を送る計画を聞いて、「それは火薬の傍らに火を近づけると同じ」といい、北海道の開拓に力をそそぐことを要望した⁽¹⁵⁾。そして翌々日には日本側にウィルソンの報告を届けている。そのころは樺太におけるロシアの暴威に対して、出兵もやむなしとの声が政府の有力者（鍋島・大久保など）の間にあがっていた時であったから、これはそのような興奮への冷水となった。それゆえ9月10日には岡本のほか丸山、谷元ら40数名の外務省官吏が、東京で募集した農工民300余名を率いて樺太に赴いたものの、兵士の派遣は行なわれなかったのである。

岡本の樺太帰任に際して右大臣三条実美は開拓使に達書を送り、その中で「樺太は魯人雜居之地に付、専ら礼節を主とし、条理を尽し、軽率之振舞あるべからず...自然渠より暴慢非義を加ふる事あるとも、一人一己の挙動ある可らず」といましめている。ここではすでに樺太における雑居を前提とし、忍耐を求めているのが特徴的である。しかしこの年12月になっても、開拓使函館外務掛の得能権判官は太政官にロシア軍艦の応接について伺った中で「カラフト島仮規則」を否認しているが、そのような考えはまだ根強かったのであろう。得能の伺いについて太政官から諮問を受けた外務省は、そのような否認は得策ではなく、当分は下田条約と仮規則の通りと心得て対応することを要望している⁽¹⁶⁾。いずれにせよ、今では現地に赴いた官吏たちも仮規則と雑居を承認せざるをえなかったのである。

2 維新政府の樺太対策

函泊におけるロシア側の兵営建築を阻止できなかった岡本監輔は、政府宛ての報告のなかで「兵隊等を繰入れ候との手段より外なし」とのべていた。明治2年8月に設立早々の開拓使が同じく太政官に提出した伺いの中でも、「樺太においてロシアが武力をもって乱暴な行為に出るときは、場合により当方も兵隊をもって打払いたないので、政府もその気構えであって欲しい」と述べられている。これに対する外務省の答議は、かかる対応は「火勢に薪を添え、彼の術中に陥る」というものであった⁽¹⁷⁾。このような樺太への出兵論と反対意見はその後幾度となく繰り返されるのである。先にパークスから慎重さを求められた岩倉具視でさえ10月23日の同人との会談では、樺太をこのまま放置するわけにはゆかないので「人民兵器共十分に整えたい」として、樺太出兵の意向を明らかにした。パークスはこれに驚いて、日本側が兵隊はおろか移

民を移すことさえ紛争の種を増すといい、両者の衝突は鉄碗と陶碗を突きあてるようなものだと危険を警告した⁽¹⁸⁾。彼はこの時初めて樺太の放棄を暗に求め、北海道の開拓に力を注ぐべきことを重ねて求めている。

パークスの意見は根拠のないものではなかった。彼はジョリー号ウィルソン船長の情報を受取ると、さらに確実な報告を入手するため明治2年9月英国のシナ・日本艦隊司令官ケッペル(H. Keppell)に要請して、軍艦一隻を樺太のアニワ湾に派遣したのである。英艦コーモランド号に乗船した公使館書記官ジョン・オドリスコル(J. O'Driscoll)の報告は、樺太における日本人とロシア人の状況を詳細に伝えている⁽¹⁹⁾。それによれば樺太の大半はすでにロシア軍に占拠されており、日本人の数も活動もとるに足らないものであった。彼はトーフツでロシア軍の大隊長デ・プレラドヴィチと会見したが、後者は樺太全島占領を既成の事実として認め、仮規則はその方便に過ぎないと語ったのである。アニワ湾にはさらにロシア軍が増強されつつあり、近いうちに決定的な措置が予想されるが、日本人がこれに抵抗するのは無謀に等しいとオドリスコルはのべていた。パークスは今では以上のような確かな情報から、日本側が樺太に移民を送って紛争を起こし、それを口実にロシアが手を広げることを恐れたのである。ウィルソンの情報のように、ロシアが函館を欲しているとのことであればなおさらであった。パークスはもちろんイギリスの国益を第一にしていたが、日露の紛争はロシアにとって有利であり、もし樺太のみか北海道をもロシアに奪われれば、それはイギリスの極東政策にとって重大であった。そのことはフランスにとっても同様で、仏国辨理公使モンブラン伯(Comte des cantons de Montblanc)は明治2年10月10日沢外務卿に宛てた書簡の中で、「樺太の事件は日本のみならず、欧州各国に大関係あり」とのべて、日本の危難を救うため英仏両国に仲介を求めよう勧めている⁽²⁰⁾。

さて、樺太に到着した岡本、丸山らは、函泊における陣営構築から生じた諸問題について改めてデ・プレラドヴィチ中佐と交渉した。アイヌの墓地は荒らされ、海岸の多くの鯨釜が埋められたほか、漁場の真ん中を通る道路は漁業の妨げとなるので、建家と道路建設の中止を求めたのである。しかしデ・プレラドヴィチは政府の命令であるから建家は止められないといい、またチベシヤニの石炭山はロシア側が発見したものと主張して、標識抜取りの問題も再燃した。さらに彼は、このような論争を続ければ数年のうちには戦争になるだろうと脅している。その結果、岡本と丸山は外務省に宛てた報告の中で、実力がなければ交渉は無益だとして、樺太と北海道に鎮守府をおくことを要請している。とくに樺太の場合は、北海道とは別に大全権をもつ人を任じて八州の全力をもって移民を移し、静河(シスカ)に鎮守府をおき、諸郡に郡令を配するほか、奥羽の降伏人(とくに会津藩士)を農兵として軍団を備えることを建議した。彼らによれば、樺太の開拓はロシアよりは日本の方が容易であり、やがてロシア人たちが「我より逐されども彼自ら退く」ことを期待したのである⁽²¹⁾。しかし実際にはその逆が起りつつあったのであった。

翌明治3年1月には、函泊で日本の官吏6名がロシア側に捕えられ監禁される事件が起っている。それはこれまで陣営の建設に対する日本側の抗議を聞き入れず、新たに漁場の真ん中に棧橋を作り始めたロシア側の態度にしびれを切らした若い外務省官吏たちが、身をもってこれを阻止しようとしたことから生じたものであった⁽²²⁾。彼らはまもなく釈放されたものの、外務大

丞丸山作案はもはや交渉は無駄と考え、政府に強硬な対策を要求するため同月樺太を去って帰京した。その時も政府部内では再び出兵のことが討議されたが、政府の大勢はなおも自重論が支配的で、たとえ忍び難いことがあっても暴発せず堅忍自重すべきことを現地に指示している。

その間に現地および東久世開拓長官から再三の要請があった樺太行政の分離のことが決定して、樺太開拓使がおかれることになり、明治3年5月には兵部大丞黒田清隆が開拓次官となって専ら樺太問題を担当することになった。彼は、その後の樺太処理および北海道開拓に決定的な影響を与えることになる人物である。黒田はこの年9月樺太を訪れたが、彼我の勢力が予想以上に隔絶していることに驚き、従来のように日本の官吏たちが事ごとに彼と争うことの非を認識し、現状を肯定してロシア側の大隊長代理スヴェルチコフ少佐 (I. Sverchkov) および函泊哨所の指揮官チャージョロフ大尉 (K. V. Tiazhelov) と友好を約束しあつた。彼は10月22日東京に帰着のち太政官に建議して、「夫れ樺太は魯人雑居の地なるを以て彼此親睦事変を生ぜざらしめ、然る後漸次手を下し功を他日に取るを以て要とす」といい、なるべく穏便に事を運ぶことを提案した。さらに彼は「然れども今日の形勢を以て之を覩れば僅に三年を保ち得べし」とのべて樺太の維持し難いことを認め、北海道の石狩に大臣を長官とする鎮守府において再び樺太を北海道とともに管轄し、後者の開拓を急ぐべきことを具申している⁽²³⁾。彼が樺太放棄の有名な上書を提出したのは、それから間もなくの明治4年正月、北海道開拓のための御雇い外国人を求めてアメリカへ出発する直前のことであつた。その中で彼は樺太処分の三方策を挙げて次のようにのべている。「力を無用の地に用て、他日に益なきは寧ろ之を顧みざるに若かず。故に之を棄つるを上策と為す。便利を争ひ紛擾を致さんよりは一着を譲て経界を改定し以て雑居をやむるを中策となす。雑居の約を持し、百方之を嘗試し左支右吾遂に為す可からざるに至て之を棄るを下策と為す」⁽²⁴⁾。このように黒田は、ロシアと「無用の地」を争って力を徒消することをやめ、樺太を棄てて北海道の開発に全力を注ぐべきことを力説したのである。これまで樺太の維持のため努力を重ねてきた岡本監輔は、このような黒田の方針に追従できず、明治3年末に辞表を提出し、許可も届かないうちに離島したので、後事は開拓権判事長谷部辰連と開拓幹事掘基に委ねられた。その後の樺太行政は、ロシアの軍事力に対抗して開拓を推進するよりは、むしろ移民や出稼人たちの保護に重点が移されたのである。

黒田の樺太放棄論はパークスのそれとすこぶる類似していたが、それは日本人としては勇気を要する決断であつた。しかし彼の意見は実地の見聞に基づいていたので、すでにパークスの影響を受けていた岩倉や大久保の支持をえて、その後政府部内で次第に重んじられるのである。とはいえ樺太の放棄そのものはそれほど容易に受入れられるものではなく、政府はなおも別の方策即ち黒田のいう「中策」を外交によって達成する道を求めたのであつた。とはいえ、当時日本は外国に何らの外交代表も派遣していなかつたし、ロシアも函館に領事館を置いただけで東京には外交代表はいなかつた。それゆえ樺太問題の調停を第三国に依頼することとしたのである。すでにフランス弁理公使モンブランは日本政府に英仏への調停依頼をすすめていたが、日本が実際に依頼をしたのはアメリカ合衆国であつた。英国公使パークスから樺太の放棄を求められていた政府としては、樺太の分割に固執する限りイギリスに頼ることはできなかつたのであろう。明治3年2月、外務大輔寺島宗則、大蔵大輔大隈重信、同少輔伊藤博文らはアメ

リカ弁理公使デ・ロング (C. E. De Long) と会見した。彼らが、日露雑居の樺太では何時不測の事態が発生するかも知れずその処理に困惑しているとのべたところ、デ・ロングはいとも気易くアメリカ政府の調停を申し出ている。これに対し日本側も、「日米修好通商条約」第2条に記された日本と欧州某国間の不和の際の合衆国大統領の仲介条項を根拠に、そのことを要請したのである。日露間には実際には不和はないが、「このままでは将来の争端免れ難し」というのがその理由であった。日本側では、このときも北緯50度による樺太の分界と、相手側に残留する両国人からの相互の地租徴収などの条件を出している⁽²⁵⁾。デ・ロングがこのような調停を気軽に引受けたことについては、とくに日本在住のイギリス人などから個人的功名心として批判されたが、彼の見通しがすこぶる甘かったことは疑いないところである。彼が同年8月までに日本側から入手した証拠資料⁽²⁶⁾も甚だ不十分なもので、そのような証拠をもとにアメリカ大統領が両国の調停に乗り出すことなどありうる筈もなかった。以上のように、維新政府はアメリカに調停を依頼しながらもデ・ロングのその後の態度からこれに過度の期待をかけず、やはりロシアとの直接交渉を望んでいたことは、明治3年5月24日の外務省の太政官宛の答申書からも推察される。そこには「今一応伯特堡(ペテルブルク)において確乎たる議論を以て、従来の葛藤を掃除し、是を万国に示し向來の議論を絶候様に致し度」とのべられていたのである⁽²⁷⁾。

そのころ樺太の現地では、同年1月末に丸山作樂が出兵を求めて上京ののち、残留の開拓使や外務省の官吏たちは政府の決定を待ち望んでいたが、ロシア側の勢力増強による「跳梁跋扈」に忍耐ができなくなった外務省官吏飯島信利ら10人は6月末に上京して、強く兵力の派遣を要請した。黒田開拓次官の樺太出張が決定したのはその直後のことである。前述のように黒田は、視察報告の中ですでに樺太の維持し難いことをのべてその放棄をさえ暗示したが、それから間もなくの11月3日、参議副島種臣と外務大輔寺島宗則がプロシヤ公使館においてロシアの清国駐在代理公使ビュツォーフ (Evgenii Viutsov) と会見した。ビュツォーフはたまたま日本に立ち寄りただけであるが、兵庫に出張中の副島はそのことを聞いて樺太問題の討議をすべく急ぎ帰京したのである。このとき副島は、日本政府がアメリカに調停を頼んだがまだ返事がないことをのべ、昨日出発予定の最初の駐米少弁務使(森有礼)の出帆をこの日の会見のために延期させたと語っている⁽²⁸⁾。日本政府はいまではロシアとの直接交渉の可能性に期待していたのである。

ビュツォーフは、樺太境界のことは自分の権限ではないが、そのことはアメリカではなくロシア本国と交渉した方がよいとのべ、ニコラエフスクへ代表を派遣することを勧めている。それゆえ寺島は、早速翌日にはデ・ロングにアメリカへの調停を断ったのである。(翌明治4年1月14日、デ・ロングも本国から受けたこの件についての回答を伝えたが、それは日露の交渉も始まらぬうちに突然ロシアと談判するわけにはゆかぬという内容であった。その際にデ・ロングは、寒地の樺太は日本人の居住には不適なので、これまで通り日本人の漁業が自由であるよう取決めの方がよいと暗に樺太の放棄をすすめている)。このようなわけで日本政府は、樺太問題の交渉のためいよいよ使節を翌年春にポシエツ湾(ウラジヴォストーク)に派遣することにし、11月26日その旨を函館領事オラロフスキー (A. Olarovskii) を通じてロシア外務省に通告した。オラロフスキーは書簡の伝達は約束しながらも、「わが政府は、樺太島上において

境界を定めることは決して承諾しないであろう。すでに以前通知したように、樺太全島を然るべき代物をもってわが国へ譲り渡すという意向がなければ、この度の談判もまとまらないと思う」といい、樺太問題はすでに1867年の「カラフト島仮規則」により解決済みであることを示唆した⁽²⁹⁾。もともと「仮規則」はロシア側の草案を承認したもので、ここにいう「仮」はこの協定が「仮」のものということではなく、日本側がロシアの要求をのむまでの「仮規則」を意味しており、ロシアでは北千島諸島のうちの数島との交換で、樺太全島を領有することは決定済みとしていたのである。(日本側では「仮」の意味をよく理解してはおらず、明治2年2月に元箱館奉行小出大和守を召喚してそのことを訊問しているが、不得要領に終わっている)⁽³⁰⁾。

ポシエツ湾への使節派遣の通知に対する回答は届かなかったけれども、日本政府は航海期のことを考慮して使節を函館に待機させることにし、明治4年5月13日参議副島種臣を全権使節に任命し、これに外務大丞田辺太一、外務権大録上田駿などを随行させることとした。その全権委任状の中では、「慶応三年に至り彼得堡(ペテルブルク)に於て仮に雑居の約を結べり。方今樺太の形状を察するに言語意脈の通ぜざるより民心疑惑或は争隙を醸し、遂に両国交誼の際懇親の道を失うに至らんか。是経界を定むるの最急務にして…」とのべられ、雑居を「仮」のものと考えて、両国の不和の種を除くために境界を定めることを命じている(その際には、全島購入、島上分界、「全島を彼に授け、之に易るの利益を得る」の三策が委任された)。副島らは5月28日に函館に到着してロシアからの連絡を待ったが、ニコラエフスクからの回答が函館領事オラロフスキーのもとへ届いたのは漸く6月29日のことであった。それによれば、現在沿海州の軍務知事(A. E. クロウン海軍少将)は上京中で当地には交渉相手がいないことをのべ、本国からの通信によれば来春ビュツォーフが樺太問題談判の任を受けて横浜を訪れるとのことであった。それゆえ副島らはやむなく帰京したのである。このような行き違いは、相手方の回答の遅延もさることながら、それを受取る前に行動を起した日本側の事を急ぐ気持によるものであった。そのことは同年8月4日、岩倉具視ら当時の外務省首脳部が連名で太政官に宛てた建言によっても知ることができる。彼らは、樺太問題は一日遅ればそれだけ先方に利があるので来春のビュツォーフの来日を待つのは不可であり、日本が機先を制して公使を任命しロシアに派遣することを提案したのである。しかしこれは実現せず、11月9日には外務省もロシア領事にビュツォーフの来日を待つことを回答している。

かくて明治5年4月、ビュツォーフが駐日代理公使兼総領事の資格で樺太問題の全権を帯びて来日し、当時外務卿となっていた副島種臣と交渉することになった。この時の記録はどういうわけか外務省にも残されておらず、僅かにこの交渉に参加した四等出仕田辺太一が明治7年2月に当時の寺島外務卿の命を受けて提出した談判の概略筆記によって推察できるだけである⁽³¹⁾。田辺によれば、数回にわたる談判においてビュツォーフは従来通り島上分界を拒否したので、副島は樺太の売却を提案した。ビュツォーフがロシアには金がないというので、副島は今度は日本側による購入を申し出た。副島は、あらかじめ大蔵卿大隈重信から200万円の買収費支出の承諾を得ていたという。これに対しビュツォーフは、自分にはそのことを決定する権限がないとして本国に請訓することにしたので、談判は一時中断した。その後副島は、樺太譲渡の一条件として日本がアジア大陸に派兵する際にロシアが自国領土の通過を承諾することを提案したようである⁽³²⁾。それは将来における日本の朝鮮出兵の際に、ロシアの暗黙の承認を保証させる

ものであったという。勿論そのことはビュツオーフの受入れるところとはならず、また明治6年初頭に本国政府から届いた訓令も、樺太の売却について「この地は罪人追放の地として必要である」ことを理由にそれを不可とした。このときビュツオーフは、日本政府においては樺太放棄の意見が多いのに外務卿のみがこれに固執していると批判したので、副島は前年8月にフランス代理公使から聞いたこととして、ロシア政府内部にも樺太放棄の意見があることをもってこれに反論している。結局、日本の樺太放棄の代償について話がすすんでいた明治6年3月、副島が日清修好条約批准書交換を兼ねて台湾原住民の琉球漂流民殺害事件の交渉のために清国に出張したので、ビュツオーフとの談判は中断した。日本側では外務大輔寺島が談判の継続を要請したが、ビュツオーフは副島との交渉を望みこれを断ったのである。

同年7月末副島が帰国したころ、樺太では函泊漁場における出火事件をめぐって日露当局間に重大な状況が生じており、東京における両国の談判でも日本側はこの問題を第一にとりあげたので、交渉は外務大丞宮本小一およびロシア公使館のエリニツキー(El'nitskii)が樺太現地の調査をして帰るまで延期された。しかし宮本らが11月に帰京したときには副島が征韓論敗北のために下野しており、すでに清国公使に任命されていたビュツオーフも後任の外務卿寺島宗則の交渉再開要望に応ぜず、まもなく離日したのである。このようにして漸く始まった樺太問題に関する外交交渉は決着に至らず、再開の見通しもたななかったが、函泊事件については現地から強い出兵要請があり、開拓次官黒田清隆はこれを押えながらも一度はそれに同調さえした。それでは次に、樺太現地における両国当局間の紛争事件を取上げて、日露雑居の特徴を考えてみたい。

3 現地当局間の紛争

樺太島を未分界のまま日露両国の共有地とし、土地の自由な占有を認めることが紛糾の種となることは、慶応2年の「カラフト島仮規則」の談判のときから予想されたことであった。その第2条の討議の際に、自由な利用が認められた「建物並庭園なき所歟、総て産業の為に用ひざる場所」の解釈をめぐって、日本側が漁場の海産干場をそこから除外することを主張したのもそのためである⁽³³⁾。しかしロシアの意図は日本側の占有する重要地点に割込み、日本に樺太放棄を認めさせることにあったので、やがて土地利用をめぐって両国の当局者による紛争が生じることは不可避であった。さらに初期の明治政府の官吏たちが「仮規則」を否定していたとあればなおさらである。

石炭採掘権をめぐる紛争 新政府の官吏たちが樺太に到着して直面した最初の紛糾事件は、オチョボカ(落帆)、オツテコロ(追手)、チベシヤニ(小実)等の石炭採掘をめぐる問題であった。ロシア側は1867年に鉱山技師ロパーチン(Ivan Lopatin)を南樺太に派遣して各地の石炭鉱脈を調査し、「此処にある石炭魯国に属す」という標識を建てていたが、日本側でも幕末以来オチョボカ、ナヤシ、サツコタン、オツチシ、ライチシカなどにおいて石炭層を確認していたことを主張し、双方が互いの採掘に抗議した。とはいえ、このような日露の現地当局による石炭採掘権の紛争にもかかわらず、樺太南部では双方とも組織的な石炭採掘の手段をもってお

らず、試掘した石炭の利用についても見るべきものがなかった。いずれにせよそれは経済的な利権というよりは、土地の先取権をめぐる争いであった⁽³⁴⁾。

ナイブチ川の漁業問題 樺太南東岸のナイブチ川における漁業問題も、日露雑居から生じた紛争の典型的なケースであった。もともとこの漁場は、安政5年(1858)に幕府の依頼で差配人松川弁之助や鳥居権之助らが東岸漁場を開発した際に初めて開いたところであるが、ナイブチ川の川口では留網による鮭・鱒漁が、またその沖合では大規模な鱈漁がおこなわれていた。慶応2年(1866)9月ロシア兵は樺太南進の足掛りとしてその川口近くに哨所を設けたが(当初は60人、明治2年頃には25人)、彼らは原則として食料を自給することになっており、そのためとくに冬期の食料として塩漬け用の多量の魚をナイブチ川から得ることが必要であった。しかしカラフト鱒や鮭の遡上期には日本側が川口近くを留網で仕切るため、ロシア兵たちは漁業の手伝いを申し出て、日本側もやむなくこれを受入れ、食料として必要なだけの魚を渡していた⁽³⁵⁾。ところが新政府官吏の到来とともに日本側がそのことを断ったことから、ロシア側は留網の撤去を要求し、あるいは収穫の三分の一の引渡しを求めるなど、以後5年間は毎年争いが起ったのである。

とくに明治2年末に、ナイブチ川上流のタコエにロシア政府が試験的に派遣した農民21家族100人余が移住したことからこの問題はさらに厳しさを増し、両国の現地当局間の重大な係争問題となった。これらの移住民たちの麦類やじゃが芋の収穫は気候の不順や出水等のため毎年皆無に近く、彼らの主食もナイブチ川を遡上する鮭鱒に頼らざるをえなかったのである⁽³⁶⁾。ロシア当局の要求によって日本側は夜間の留網の引上げや漁期中数日の留網撤去などの協定を二度にわたり結んだが、明治5年にはこれに反対するロシア移住民たちの函泊への大挙請願によって、ロシア側の要求はさらに拡大した。いまではタコエ農民たちの食料充足の必要を主張して、留め網撤去期限の限定には同意しなかったのである。開拓幹事掘基はこれに対し、日本側の漁業は企業として行なわれているので、留め網を引上げることは「商人に向って幾日の間店を閉め、商売を止め候様申し聞かすと同様の事」といい、「カラフト島仮規則」も既に手を下した場所は互に妨げないことを規定しているとして日本側に漁業権のあることを主張した⁽³⁷⁾。しかしロシア側では、さきにデ・ブレラドヴィチ中佐が「貴国人の漁業について小官は妨害することはできないし、また妨害もしない。ただ貴下は河川がロシア人、アイヌ人、日本人の共同利用のために開放されていることを認識すべきである」とのべていたように⁽³⁸⁾、魚類資源の利用は両国人に等しく開かれているという立場であった。それゆえ同年5月下旬にはロシア兵とタコエの農民たちが押掛けて留め網をはずし、漁獲物を掠奪する事件が起こっている。いずれにせよこのような日本の漁業権とロシア人の生活権をめぐる紛糾は、雑居に伴う必然的な帰結であった。一方ロシア農民たちが移住したタコエは本来アイヌのコタンがあったところで、成人アイヌたちの多くはすでにクシュンコタンの漁場への出稼ぎに徴用されていたが、残っていた老幼者たちは日露の漁業紛争からも全く除外されていたようである。

樺太の他の漁場では、漁業の種類や両国人の居住地の位置関係などからこのように面倒ないざごは起こっていない。それでもロシア人の進出地点の多くは日本の漁場に隣り合っていたので(ウシヨロ、クシュンナイ、シスカ、チベサニ、東トンナイ、西トンナイ、函泊)、日本

の漁業はロシア人の立入りによって少なからぬ被害を受けた。それでもなお日本側はその地の占有をロシア側に示すために、赤字をいとわず経営を続けざるをえなかったのである。

ロシア軍の函泊進駐 以上の地方的紛争とは比較にならぬ重大性をもっていたのは、明治2年(1869)夏に始まったロシア軍の函泊進出であった。それは嘉永6年(1853)のネヴェリスコイ(G. I. Nevel'skoi)によるクシュンコタン(楠溪)占拠の場合と同様に⁽³⁹⁾、日本の本拠地を制することにより全島の獲得を意図したものであった。すでに1867年3月(露暦)東シベリア総督コルサコフ(M. S. Korsakov)は「仮規則」調印の報を受取ると、直ちに沿海州軍務知事フルゲリム(I. F. Furgel'm)にサハリン派遣軍の増派と樺太の要衝アニワ湾への進出を命じた。翌1868年夏フルゲリム自身の参加によってトーフツ(遠淵)に設置されたロシア陣営は「ムラヴィヨフ哨所」と名付けられたが、それはやがて約300人のロシア兵が駐屯する樺太最大の基地に発展し、明治5年(1872)に函泊のコルサコフ哨所に移るまでここに東シベリア第4正規大隊の本部がおかれた。

ロシア政府の樺太軍事制圧の方針を決定づけたのは、1868年11月および12月(露暦)にコルサコフ総督が宰相兼外相ゴルチャコフ(A. M. Gorchakov)、次いでアレクサンドル二世に提出した樺太問題に関する二つの覚書であった。その審議の結果、翌年4月ロシア政府は樺太の兵力を一個大隊規模(約1000人)に増強し、軍艦4隻を極東に回航するとともに、流刑囚800人の樺太送りを決定した⁽⁴⁰⁾。早くも同年7月(明治2年6月)には、4隻のロシア艦船が相次いでブツセ湾(トーフツ)に到来し、200人の兵員のほか大砲、弾薬、食料、医薬、建築資材等を揚陸した。そのとき蒸気船「アメリカ」で到来したのは東シベリア総督コルサコフ自身であり、彼はサハリン派遣軍の大隊長に昇進したデ・プレラドヴィチ中佐に対し直ちに兵を率いて函泊に赴き、陣営を設置することを命じている⁽⁴¹⁾。6月24日(日本暦)蒸気船「マンチュール」から50余名の武装兵とともに同地に上陸したデ・プレラドヴィチは、日本側の抗議を無視して海岸を見下ろす場所に陣営の構築を始めた。それは東シベリア総督にちなんで「コルサコフ哨所」と命名され(現在のコルサコフの地名の起源)、やがて歩兵3個中隊と山砲1個小隊(東シベリア砲兵旅団)の総員約640名が駐屯し、流刑囚男女120人を移すなど、ロシア側の樺太経営の本拠地となるのである。ロシア軍の函泊進出をめぐる日露現地当局間の紛争、およびロシア側による棧橋造築の際に発生した日本官吏6名の捕囚事件は、既述のように日本の政府部内に樺太出兵の強硬意見を引起こした。それらは単に一漁場の興廃の問題ではなく、樺太における日本の基盤を危うくするものと理解されたのである。そのことを象徴的に示した事件が、明治6年3月26日夜(旧暦)⁽⁴²⁾に函泊で発生した漁具倉庫の出火事件であった。

函泊出火事件 函泊のロシア陣営は、明治5年には大隊本部の移転によってトーフツから兵員の大部分を移して拡大し、北隣のウンラ、トマリオンナイ、ツナイボ、ススヤにも展開したが、兵士の過半はこれまで通り函泊の狭隘な沢に建てられた64棟の兵屋に駐屯していた。そこには徒刑囚のほか、商人その他少数の民間人も滞在していたようである。函泊から低い丘を隔てて数百メートルのところには日本の本拠地クシュンコタン(楠溪)があり、明治6年の調査ではこの地域に永住、出稼人を合せて日本人281人、アイヌ505人が居住していたので⁽⁴³⁾、隣り合う二つの集落ではかなり自由な往来と両国人の接触が行なわれていた。日本の現地当局は、ロシア人との物品売買がトラブルのもとになるとして屢々注意を喚起し、とくに酒の販売を禁

止していたが、このような状況下では日常の交際とともに種々の刑事、民事事件が発生することは不可避のことであった。

函泊の漁具倉庫の火災の前日には、クシュンコタンにおいて靴を盗んだロシア兵をめぐって両国人の乱闘騒ぎが起り、また当日には酒に酔ったロシア兵たちが堀幹事宅に土足で上がりこんで家人に食べ物をねだるなど不穏な空気がみられた。しかし函泊における火災が重大事件として外交問題になったのは、ロシア兵たちが指揮官チャージョロフ大尉(K. V. Tiazherov)の指図のもとに日本側の消火活動を妨害したのみならず、春期の鯨油・鯨粕製造のために浜辺に用意されていた200敷の薪に放火し、現場から離れた漁番屋をも打壊しにかかったためである。ロシア側は以前から数度にわたり、眺望の妨げを口実にこれらの倉庫や番屋(ともに10×6間)の立退きを要請していたが、実際には彼らは魚漁の時期とくに鯨粕乾燥の際の耐えがたい悪臭に悩まされていたので、ロシア本営の前から漁場を撤去させることが目的であったと思われる。これに対し日本側では、この漁場が18世紀以来のものであることをのべ、「カラフト島仮規則」による産業の保護を主張し、さらにロシア側が勝手にこの地に割込んで、陣営を設置したことを厳しく批判していたのである。この度の火災は火気のない倉庫の出火の原因が不審であったばかりでなく、ロシア兵たちが消火に駆けつけた日本人たちを剣付き鉄砲を持って出迎え、消火ポンプ2台を奪って火中に投げ、日本人に石や木片を投げつけ、あるいは殴るなどの暴行を働いたことから、日本の現地当局にかつてない脅威を与えた⁽⁴⁴⁾。その後も5月上旬と中旬の二度にわたり、クシュンコタンの漁業倉庫と官有米倉にも放火未遂が続いたのである。

日本側の責任者開拓幹事堀基は、これらの事件について函泊の隊長チャージョロフに厳重に抗議したが、彼は倉庫の出火の原因を日本人やアイヌに帰し、薪の焼失は飛び火によるものといい、兵隊の暴行についてはどこにもあることとして却って彼らに酒を売った日本人たちを非難した。堀がこの事件について開拓使に報告を送ったのは、漸く6月2日楠溪に到来した官船玄武丸で大主典大井上輝前を東京に派遣した際のことであった。樺太には前年8月以来本土からの便船はなく、3月末に春の漁業のための漁船が北海道から到着するまでは一切の通信さえ途絶していたのである。堀はこの時かつての同僚長谷部少判官に宛てた書信の中で、土地人民の保護のために精兵300人の派遣を要請している⁽⁴⁵⁾。

当時開拓次官黒田清隆は、松前江差地方で発生した海産税をめぐる漁民暴動のため北海道に出張していたが、事件の通報を受取ると事実関係の再調査のため、札幌本庁の安田定則に樺太出張を命じた。そのとき黒田は堀に書簡を送り、彼の樺太派兵要請に対して「先年の約言御忘却にては無之哉」といい、「弥兵隊差出候上は、戦を決し魯国の主府迄攻撃勝算の目途充分相立候上ならでは決して不出来事」といませめている⁽⁴⁶⁾。8月3日宗谷からクシュンコタンに到着した安田は同月10日まで同地に滞在し、堀とともにトーフツ(遠淵)から出張して来た臨時大隊長チェプーノフ大尉(Chepurnov)と談判したが、出火原因や消火妨害の確認については何らの進展もなく、ただ今後事件の再発を防ぐために現地限りの協定草案を作成したにとどまった。帰国後、彼は樺太における日露双方の人口、戸数その他について詳細に報告し、それをもとに次のように積極的な樺太放棄論を黒田次官に提出している。「兵力を以て之に抗すれば彼の術中に陥り国釁を開き、又雑居の約を持し彼と開拓の功を争うは勢の及ばざる所な

り」。ここで「開拓の功」というのは、それが農工鉞の産業を意味していたとすれば安田の理解不足である⁽⁴⁷⁾。

函泊出火事件の調査を樺太領土問題の交渉再開に優先させた副島外務卿は、8月31日付で安田定則の報告書の翻訳をロシア代理公使ビュツォーフに送り、日露の外務省官吏を現地に派遣して立合いの上この事件の調査にあたらせることを提案して同意をえた。10月6日ロシア公使館書記官エリニツキーとともに日進艦でクシュンコタンに到着した外務大丞宮本小一は、函泊に赴いて臨時大隊長チェプーロフに事件関係者の双方立合いによる審問を要請した。訊問は日本人証人についてはクシュンコタン(楠溪)において日本側が行ない、ロシア人については函泊で2人のロシア軍法務官が担当した。通訳としては大築尚正、田中清(以上開拓使)、諸岡通義(外務省)が列席し、複数の書記をおいて記録の保持に努めた。日本側では日本人証人に対する糾問書11通の全てを露訳してロシア側に送付している。その結果、ロシアの法務官シヴィルロ(Sivillo, 陸軍付司法省官吏)が東シベリア第4正規大隊長を通じて沿海州軍務知事に提出した裁決書は、漁具倉庫の出火原因は不明としながらも、ロシア兵が日本人の消防活動を妨害したことを認め、海浜の薪に放火した疑いものべている。さらに火災現場における函泊の隊長チャージョロフ大尉の責任を厳しく問い、同人の罪については沿海州知事の裁断を求めた⁽⁴⁸⁾。

以上のように、この事件は計画的犯行の可能性が濃厚であり、指揮官チャージョロフ大尉の粗暴さとロシア兵たちの組織立った妨害が特徴的だったので、当時の状況から日本側がこれをロシア側の実力による日本人追出しの始まりとみなして、衝撃を受けたとしても無理からぬところであった。(同年12月には、明治天皇が樺太から上京した堀基と時任為基を宮中に招いて現地の状況を聴取している)。当初は堀基の派兵要請に対してその不可なることを説いた黒田清隆も、現地調査に派遣した安田定則から報告を受取ると、9月2日太政大臣三条実美に宛てて「今日の事に至っては固より平日の条理を以て推し難し」といい、次のように派兵を上申した。「今日要務、辺備の兵を出して彼の暴動を禁じ、人民をして安全を得せしむるの外なし。臣が意此に決せり」⁽⁴⁹⁾。彼のように一貫して派兵に反対し、樺太の放棄を主張してきた者が、この事件によって居留民保護の立場から態度を変えたのである。しかしこの建言をよく読めば、将来に備えた迂遠の策のみがのべられていて緊急の感じがしない。さらに安田定則はその報告の中で、現地では堀幹事と臨時大隊長チェプーロフの間で治安維持のための仮協定が結ばれたことを伝え⁽⁵⁰⁾、チェプーロフはチャージョロフと違って温厚な人物であり、兵卒らの暴挙を許さないだろうと書いていたのである。それゆえ黒田の派兵上申は、岩倉具視ら遣米欧使節団の帰国を前にして高まっていた西郷隆盛らの征韓論を制肘するための策謀であった、と考えられなくもない。信頼する黒田から樺太派兵建議の手紙を受取った西郷は、「雀躍此事に御座候」と喜び、樺太で戦争が始まれば朝鮮どころのことではなく、自分も先頭に立って働くつもりだと黒田に書き送っているが、10日後の書簡では樺太問題評議の遅延に疑いをのべている⁽⁵¹⁾。そして岩倉帰国後の10月の閣議でも、西郷の韓国派遣問題に対抗して樺太問題が取り上げられ、黒田はそのために奔走したのであった。

結 語

日露両国人の雑居が一般的となった明治初年の南樺太では、上記のような現地当局間の紛争のほかに、両国人の間で種々の事件が起っており、今や施策の重点を居留民の保護に移しつつあった日本当局者の頭痛の種であった。事件の多くは物資不足が常であったロシア兵による窃盗やそれに伴う暴行事件で、そのほか僅かながら殺人や傷害事件も発生している。とくに徒刑囚の脱走は屢々のことで、殺人事件のなかにも彼らによるものがあった。

開拓使では治安の維持のため明治5年青森県で募集した邏卒(警察官)のうち10名を樺太に派遣し、翌年の函泊出火の後にはさらに荘内出身の旧士族16人を邏卒として増派したが、それは日本人社会における犯罪取締まりのためではなく、主としてロシア兵や逃亡したロシア徒刑囚の暴行に対処するものであった。邏卒たちは全員クシユンコタンに駐在し、スサヤからポロアントマリまでの区域を昼夜巡回したが、警棒以外の武器の携帯を禁じられていたので被傷事件も起っている。このような治安の悪化のために現地当局はしばしば居留民に注意を喚起し、明治6年11月には次のような通達を出す有様であった。「向後隣場たりとも他行の節は、夜中は勿論昼間にも必ず独歩致す間敷、尤も扱無き急用等にて他行致す可きに差当たり同行致候者無之節は、土人にて相頼み同伴致し、油断無之様相心得へし」⁽⁵²⁾。

明治初年以来、新政府は日本人の存在をロシア側に示すために手厚い扶助を与えて樺太に移民を送ったが、今ではロシア兵や脱走囚人の暴行から彼らを保護することさえ困難になりつつあった。しかも衣食、器具、種子その他を与えて開拓を奨励したにも拘わらず、移住民たちの開墾の成果は挙げず、4、5年経っても自立し自活できた者はごく僅かであった。さらに移住の当初から身体虚弱を理由に離島する者が続出し、一時帰省のまま帰島しない者もあり、上記のような樺太の状況のゆえに新たに移住するものも稀で戸口も年々減少し、明治6年末には官吏や漁場の季節労働者を除く住民は、出稼ぎを含めても全島で五百数十名にすぎなかった。樺太における日本の唯一の産業であった漁業も、アニワ湾やタライカ湾の好漁場を除けば経営が困難となり、明治3年3月以来官営となった柴浜、東シララオロ、ウシヨロ、西シララオロの漁場は、漁獲不振のため同年10月廃場を決定した。それらは生活の手段を失うことを心配した現地アイヌの訴えで已むなく復活されたものの、いづれも収益は経費の半分にも満たず赤字続きであった。

樺太を管轄する開拓使の責任者であった黒田清隆は、すでに明治3年の現地視察以来樺太の維持し難いことをのべ、明治4年には樺太放棄を政府に建言していた。翌5年10月開拓使の各地責任者を召集したいわゆる札幌会議でも、根室の松本判官が「今や涙を飲んで樺太を棄ること弊履を脱するが如くし、力を北海道に尽して盛に開拓せざるべからず」と自説を読み上げ、函館の杉浦判官や札幌の安田七等出仕も同様な意見をのべて、開拓使としては樺太放棄が大勢となっていた⁽⁵³⁾。黒田次官が明治6年2月の有名な「樺太事件奏議」のなかで、樺太放棄の急ぐべきことを「諺に云、蝮蛇手を螫せば壯士疾く腕を断つ」と譬えたのは⁽⁵⁴⁾、そのときの松本判官の言葉を借りたものである。函泊事件に際しての黒田の奇妙な出兵論も居留民の保護を名目としたもので、樺太放棄論と矛盾するものではなかった。それゆえ開拓使は、明治7年3月には旅費と支度料を支給して北海道への移住者を募ったので、同年秋には居留民の9割近くにあたる

458名が離島している。同時に官営漁場や各地の出張所も廃止されたので、樺太はロシア人到来以前と同様に単なる漁業の出稼地となった。明治7年1月、政府は樺太問題の交渉のために榎本武揚を駐露特命全権公使に任命し、同年3月の訓令で樺太と北千島の交換を内命した。しかし実際には翌年1月露都での談判が始まる前に、樺太は事実上放棄されつつあったのである。

- 注 -

- * 明治初年の樺太に関する和文の原文書は、明治2~8年の『開拓使公文録』（北海道立公文書館所蔵）のなかに多数含まれており、また当時の外務省によって『柯太概覧』、『樺太州事件』、『樺太境界談判一件』、『柯太境界談判付属書類』等の文書集に編纂されている。しかし本稿では『大日本外交文書』（外務省編）に収録されている文書は、そこから引用し他を省略した。以上のほかにもロシア側から日本の現地当局に宛てられたロシア語文書が、天理図書館（原文書約100通）および北海道大学図書館（原文書および原文書写約200通）に保管されている。
- 1 拙稿「幕末の樺太における日露雑居の成立過程 1-2」『北方文化研究』第11-12号、1978-79年、を参照。
 - 2 明治6年8月に樺太へ出張した開拓使官吏安田定則の報告によれば、北緯50度以南における人口は、アイヌ人2,372、ロシア人1,111、日本人557（官吏とその家族を除く）であった（『開拓使公文録原稿明治6年』、道立文書館簿書05762、No. 49）。ここには夏季のみ出稼ぎの日本漁夫は含まれていない。
 - 3 日露雑居時代の樺太におけるアイヌ民族と日本人の関係については、拙稿「サハリン島における日本人とアイヌ人 — 19世紀中葉のロシア人の報告から」（『共同研究ロシアと日本』第2集、東京、1990年、1-16頁）を参照。
 - 4 岡本監輔『岡本氏自伝』巻下、第2章、写本（北大図書館蔵）。
 - 5 松浦武一郎が府判事に任命されたのは一行の京都出発後で、彼はまもなく東京府付属の辞令を受け箱館には赴任しなかった。
 - 6 岡本監輔『窮北日誌』上・下、北門社、明治4年。同『岡本氏自伝』、写本（北海道大学図書館蔵）。西村伝九郎『樺太巡回記』慶応元年、写本（北海道立文書館蔵）。
 - 7 1869年5月末に日本政府の依頼を受けて移民たちを樺太に輸送した英国船のウィル船長は、「彼らはみすぼらしく、移民というよりは流刑者にみえた」と記している。（John Will, *Trading under sail off Japan, 1860-99*, Ed. by J. Lensen, Tokyo, Sophia University Press, 1968, p. 61).
 - 8 外務省編『大日本外交文書』第2巻第1冊、第126文書、520頁。
 - 9 同上、第2巻第1冊、第200文書、793頁。
 - 10 同上、第2巻第1冊、第253文書、934頁。これに対してデ・プレラドヴィッチは、国際法によれば政権交代があっても条約は引継がれると反論した。（E. Fainberg, *Russko-Iaponskie otnosheniia v 1697-1875 gg.*, Moskva, 1960, str. 263; L. Kutakov, *Rossia i Iaponia*, Moskva, 1988, str.168）

- 11 同上、第2巻第2冊、第312文書付属書3、196-198頁。同上、第2巻第2冊、第346文書、351-353頁。
- 12 同上、第2巻第2冊、第374文書、489頁。
- 13 A. Keppen, *Ostrov Sakhalin, ego kamennougol'nye mestorozhdeniia i razvivaiushchaia na nem kamennougol'naia promyshlennost'*, Moskva, 1875, str. 123.
- 14 外務省『大日本外交文書』第2巻第2冊、第367文書、456-458頁。
- 15 同上、第2巻第2冊、第370文書、476頁。
- 16 同上、第3巻、第60文書、75-77頁。
- 17 『太政類典』第1編、第76巻、第21文書。
- 18 『大日本外交文書』第2巻第3冊、第560文書、163頁。
- 19 同上、第2巻第3冊、第565文書付属書、197-222頁(原文)、222-245頁(和訳)。日本側でもオドリスコルとともに樺太を視察した外務省の城山静一が、同島各地の日露両国人の戸口その他について報告している。(同上、第2巻第2冊、第421文書付記、591-604頁)。
- 20 同上、第2巻第3冊、第528文書、70-73頁。
- 21 同上、第2巻第3冊、506文書付属書2、5-12頁。興味あることには、当時のロシア首相A. M. ゴルチャコフ自身もまさにそのことを懸念していた。彼は1865年11月11日(露暦)付で海軍大臣N. K. クラッベにサハリンへの軍艦派遣を要請し、「いま然るべき手段をとらなければ、日本政府が粘り強く決定的な行動をとるときにわれわれはサハリン南部を失うのみならず、やがてこの島から追い出されるだろう」と書いている。(E. Fainberg, *Ukaz. soch.*, str. 261; L. N. Kutakov, *Ukaz. soch.*, str. 167.)
- 22 『柯太州事件』第4号(函泊混雑事件)第13(波止場築立一件対話)および『大日本外交文書』第3巻第68文書付記(函泊始末)を参照。
- 23 『黒田清隆履歴』(国会図書館憲政資料室写本)。
- 24 『太政類典』第2編、第126文書。この文書は独立のものとしては見当らず、明治6年2月の「樺太事件奏議」中の引用による。
- 25 『大日本外交文書』、第3巻、第61-62文書、78-80頁。
- 26 同上、第3巻、第71文書、100-113頁。
- 27 同上、第3巻、第109文書、191頁。
- 28 同上、第3巻、第76文書、117頁。
- 29 同上、第3巻、第82文書、125頁。
- 30 同上、第2巻第1冊、第76文書付属書、284頁。『柯太概覧』付録第4巻。
- 31 同上、第5巻、第172文書付記4、370-371頁。
- 32 E. Fainberg, *Ukaz. Soch.*, str. 275-276. には、この談判についてロシア側の記録が利用されているが、そこではロシア側ではなく日本側が、樺太を罪人流刑の地とするためにその領有に固執したと記すなど、信じ難い記述がある。本書には随所に史料の歪曲がみられるので、ここでも著者の利用した原史料の再点検が必要であろう。
- 33 『柯太概覧』第2編、巻22(2月7日対話の項)。『樺太境界談判一件』第1巻(小出大和守、石川駿河守対話書)。

- 34 ロシアはクリミア戦争後、樺太北西岸のドウエにおいて上質の石炭の露天掘を始めたものの、それは少数の兵士や囚人を利用しての原始的な採取であつた。1868年にはアメリカの商社が一時的にセルトゥナイにおいて石炭採掘権をえたが、労働者としては香港から約100人の中国人を伴ったという(M. Veniukov, *Opyt voennago obozreniia russkikh granits v Azii*, S. Peterburg, 1873, str. 57)。日本側でも明治3年にチベシヤニで9トンの石炭を掘り、クシュンコタン到来の飛龍艦で試焚をしたが、炭質が悪く放棄された。
- 35 『樺太州事件』第3号(苗淵川漁業に付魯と差縫事件)第1文書(旧幕中漁業に付魯と対話の抜粋書)を参照。
- 36 M. S. Mitsul', *Ocherk ostrov Sakhalina v sel'skokhozhaiственnom otnoshenii*, SPb., 1873, str. 77-81.
- 37 『樺太州事件』第3号、第13文書(掘権判官魯首長と対話並び往復書簡)。
- 38 1869年10月20日付デ・プレラドヴィチより岡本監輔宛書簡。(北大図書館蔵樺太関係ロシア語文書、002)
- 39 この事件については、拙稿「嘉永年間ロシアの久春古丹占拠」『スラブ研究』第19号を参照。このときクシュンコタンに築造された堡壘は当時の東シベリア総督にちなんで「ムラヴィヨフ哨所」と命名されたが、その名称は1867年トーフツに設置された陣営の名称として復活した。
- 40 E. Fainberg, *Ukaz. soch.*, str. 260-261; L. Kutakov, *Ukaz. soch.*, str. 167-168.
- 41 『大日本外交文書』第2巻第2冊、第374文書付属書、488頁。
- 42 新暦への改暦は明治5年12月3日(旧)を明治6年1月1日(新)として実施されたが、樺太では通達が遅れたため、明治6年4月5日(旧)を5月1日(新)とした。『三田村多仲日誌』2、明治6年3月25日の項、原本(北海道立文書館蔵)。
- 43 『開拓使事業報告』第1編、630-631頁。
- 44 この事件のまとまった史料としては、明治6年の『開拓使公文録原稿』のほか、『樺太州事件』第13号(函泊出火事件)がある。
- 45 『大日本外交文書』第6巻、第153文書付属書2、342頁。
- 46 『開拓使公文録原稿 明治6年』(北海道立文書館簿書 05762、No. 28)。
- 47 同上。安田はまた、ロシア側が「新に家屋を造営し人員を増加し、専ら開墾の功を施す」と、いかにも「開拓」に成功していたかのようにのべているが、家屋というのは兵隊や囚人の住居であり、「開墾」は単なる自家用の菜園や家畜飼養にすぎなかった。それに比して樺太東西沿岸の日本の漁業は数百メートルの大網さえ使用する大規模なもので、ロシアの農学者ミツーリはその規模に驚き漁業の状況を詳細に記している。(M. S. Mitsul', *Ukaz. soch.*, str. 113-119)。
- 48 『樺太州事件』第13号(函泊出火事件)、第20文書。函泊火災時の暴行容疑者ロシア兵に対する沿海州軍管区刑事部(ニコラエフスク)の軍法会議判決書写は、漸く明治8年8月になって日本側に送付された。そこでは全員が証拠不十分で無罪となっており、また指揮官チャージョロフ大尉の責任にも触れられていない(「北大図書館蔵樺太関係ロシア語文書」、No. 180)。

- 49 『黒田清隆履歴』写本(国会図書館憲政資料室蔵)53-58丁。「黒田家文書」、写本(国会図書館憲政資料室蔵)。
- 50 『大日本外交文書』第6巻、第159文書附属書、353-354頁。但しここに示されているのは日本側草案で、それは安田の離島後に露訳して提案されたが、両者協議のうえで修正したロシア側作成の露文が成文として調印された。この露文協定書は「北大図書館所蔵樺太関係ロシア語文書」No.042に、またその和訳は『樺太州事件』第6号(樺太州ニ於テ数件対話書)第4文書中にみることができる。
- 51 『大西郷全集』第2巻、763頁、767頁。
- 52 『開拓使事業報告付録・布令類聚』上編、128頁。
- 53 松本十郎『蝦夷藻屑紙』写本(北大図書館蔵)。
- 54 『太政類典』第2編、第126文書。『黒田清隆文履歴』、41-51丁。

The Island of Sakhalin under Joint Possession by Japan and Russia, 1867-1875

Toshiyuki AKIZUKI

In 1853 Russians began to move toward occupying the island of Sakhalin, where the Japanese had carried on fishing activities in the southern-most part since the end of the 18th century. After the first Russo-Japanese treaty of 1855, which left the island unpartitioned between the two countries, the Russians built two outposts, one on each side of the isthmus at 48 degrees N., while the Japanese expanded their fishing activities as far as 49 degrees N. Through repeated diplomatic negotiations held in Edo (now Tokyo) and St. Petersburg, the "Temporary Regulations relating to the Island of Sakhalin" of 1867 were agreed upon, and provided that the island belonged to Japan and Russia together. After that, the Russians began a general penetration southward, and as a result the so-called "zakkyo" (adjacent residence) of Japanese, Russians and aboriginal Ainu became the common situation in southern Sakhalin.

The component populations of Japanese and Russians on the island, however, presented a striking contrast. The Japanese were mainly seasonal fishermen, in addition to some 600 colonists who were supported by the government. During the Bakufu (Shogunate government) period, the feudal clans of northern Japan had been ordered to share the burden of dispatching forces to Sakhalin, but the Meiji Restoration government, established in 1868, refrained from sending military forces to the island, fearing a collision with the Russians. On the other hand, the Russian advance into Sakhalin was conducted by military corps (a Siberian battalion), followed by exiled convicts and a small number of colonists. Almost all of the aboriginal Ainu had been employed by Japanese fishing entrepreneurs, and their economic livelihood depended completely upon the Japanese. The balance of power between the two nations could hardly have been maintained in this way.

Japanese officials sent to Sakhalin by the Meiji government, at first denied the validity of "the Temporary Regulations" for the reason that they were signed without the approval of the Imperial Court. They regarded southern Sakhalin as being Japanese territory, as before, and demanded that the Russians obtain their permission whenever the latter wished to build houses, cut trees, or conduct fishing activity in the southern part of the island. Ignoring these demands and protests from Japanese authorities on the spot, the Russians founded several new posts near and inside established Japanese fishing grounds. And they proceeded to seize new land by sometimes putting up notice-boards such as "this coal deposit belongs to Russia." They frequently infringed upon Clause II of "the Temporary Regulations" which permitted them to erect buildings only at "localities not yet occupied by industrial establishments." At last, in 1869 they constructed the Korsakov post as the

Russian headquarters on a hill at Hakodomari, a Japanese fishing base adjacent to Kushunkotan (now Korsakov) where the Japanese administrative office on the island was located. This aimed to bring heavy pressure on the Japanese and to expel them from the island.

The situation in Sakhalin created anxiety not only within the Japanese government, but also among British and French diplomatic representatives in Tokyo. The British minister Harry Parkes pressured influential Japanese politicians to take active measures to defend and develop Hokkaido instead of Sakhalin, while the French acting minister Montblanc suggested that the Japanese government ask for mediation by the British and French governments. The Japanese government, after unsuccessfully requesting mediation by the United States, was able to reopen direct negotiations over Sakhalin with Evgenii Biutsov, the Russian temporary minister to Japan. It became obvious that Russia had no intention other than to acquire the whole of Sakhalin in exchange for several islands in the northern Kuriles, because Russia had decided to transform Sakhalin into its penal colony. The negotiations were interrupted by a serious incident which occurred at Hakodomari, and adjourned without any settlement.

Meanwhile, in southern Sakhalin there occurred much trouble between Japanese and Russian authorities. They were always at odds over coal mines, fishing rights and occupation of new areas. Japanese fishing activities were heavily damaged everywhere by the appearance of Russians in their fishing grounds.

Though personal relations between Japanese and Russian residents did not seem so bad, the shortage of supplies led the Russian soldiers to commit thefts, and they often solicited Japanese for food and liquor. Sometimes they burglarized Japanese official storehouses. Bodily injuries also occurred, but murders were committed mostly by escaped convicts. Japanese authorities increased the number of constables, whose duties were to protect Japanese residents from harm by Russian soldiers and escaped convicts.

Under the above-mentioned conditions, the Japanese fisheries became unprofitable, and Japanese colonists began to wish to leave the island, leading to a decline in population. Even within the Japanese government, increased advocacy was heard for abandonment of Sakhalin in exchange for the northern Kuriles. The Kaitakushi (Hokkaido Development Office), which had also been charged with the administration of Sakhalin, recommended in March, 1874 that Japanese colonists leave the island, offering travel expenses and compensation for moving. Thus, Japan was in effect abandoning the island of Sakhalin more than a year before it signed "the Sakhalin-Kurile Islands Exchange Treaty" in May of 1875.